

## 令和8年度京田辺市乳児等通園支援事業所の利用定員の設定について

### 1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

乳児等通園支援事業とは、生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間を上限として保育所等を利用でき、こどもの健やかな育ちを支援する事業です。

### 2 利用定員について

国が定める子ども・子育て支援法においては、市長は乳児等通園支援を行う者に対し、子ども・子育て会議の意見を聴取した上で、乳児等通園支援事業所の利用定員を定めることとされています。

### 3 利用定員の設定に係る国の考え方

- ・ 1時間当たりの利用定員を設定する。
- ・ 利用児童の利用時間、事業所の開所日数・時間その他事情を考慮して1月当たりの利用定員を設定する。

### 4 令和8年度における利用定員の設定

#### (1) 京田辺市立三山木保育所

区分	算出方法	利用定員
1時間当たりの利用定員	—	3人
1月当たりの利用定員 (月間延べ利用可能数)	3人×44時間	132人

#### <当施設での受入体制（設定条件）>

- ・ 開所日：平日
- ・ 開所日数：月22日
- ・ 開所時間：9時～11時（1日2時間）
- ・ 月間開所時間：44時間（22日×2時間）

(2) 京田辺市立大住こども園

区分	算出方法	利用定員
1時間当たりの利用定員	—	3人
1月当たりの利用定員 (月間延べ利用可能数)	3人×44時間	132人

<当施設での受入体制(設定条件)>

- ・ 開所日：平日
- ・ 開所日数：月22日
- ・ 開所時間：9時～11時(1日2時間)
- ・ 月間開所時間：44時間(22日×2時間)